

## 重要免責事項

2009年3月30日

### 英国 SQEX LTD.による 2006 年英国会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの方法（以下「本件スキーム・オブ・アレンジメント」といいます。）での Eidos plc 株式の現金による友好的買付手続（以下「本件買付け」といいます。）に関して行われた Eidos plc 株主集会及び臨時株主総会における承認決議に関するお知らせ

以下に記載する事項は、本サイトを閲覧されるすべての方に適用されますので、注意深くお読み下さい。以下に記載された免責事項は、変更又は更新される場合がございますのでご留意下さい。この免責事項は、本サイトにアクセスされる度にすべてお読み下さい。

このお知らせの発表、公表又は配布が適用法令違反となる法域内において、かかる法域に対し、又はかかる法域から、このお知らせの全部又は一部を発表し、公表し又は配布するものではありません。

UBS インベストメント・バンクは、本件買付け及びこのお知らせに関し、SQEX LTD.（以下「SQEX」といいます。）及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（以下「当社」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しております。UBS インベストメント・バンクは、顧客に対する保護及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスをを行うことにつき、SQEX 及び当社以外に対して責任を負いません。

シティは、英国金融サービス機構により認可及び規制されており、本件買付けに関して、Eidos plc（以下「Eidos」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しております。また、シティは、顧客に対する保護及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスをを行うことにつき、Eidos 以外に対して責任を負いません。

一定の法域では、このお知らせの発表、公表又は配布が制限されている場合があります。英国外に居住される方及び英国外の法域の法律の適用を受ける方は、ご自身に適用される一切の規制について理解し、これを遵守するようにして下さい。

このお知らせは情報提供のみを目的としており、いかなる法域においても証券の募集若しくは購入の誘引又は議決権行使の勧誘の性質を有するものではなく、また、このお知らせにおいて言及されている証券の売却、発行又は譲渡が、適用法令違反となる法域において行われるものでもありません。本件買付けに関する一切の対応は、スキーム・ドキュメント又は本件買付けを実施するために作成された文書に記載されている情報に基づいてのみ行って下さい。このお知らせは、目論見書又はそれに相当する文書を構成するものではありません。

本件買付けは英国会社の株式に関するものであり、イングランド及びウェールズ法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントによって成立することが見込まれています。スキーム・オブ・アレンジメントによる取引は、1934 年米国証券取引法（その後の改正を含む。）の委任状勧誘やテNDER・オファー・ルール<sup>1</sup>の適用を受けません。従って、本件スキーム・オブ・アレンジメントは、米国の委任状勧誘やテNDER・オファー・ルールにおける要件とは異なる、英国のスキーム・オ

ブ・アレンジメントに関して適用される情報開示規制、ルール及び慣例の適用を受けます。ただし、SQEX が本件買付けを公開買付けにより行うことを決定した場合には、かかる公開買付けは、適用可能な限りにおいて、米国テンダー・オファー・ルールを含む一切の適用法令及び規則に従って行われることとなります。

本件買付けが公開買付けによって行われる場合には、本件買付けが違法となる規制法域内において、かかる法域に対して、又はかかる法域から、直接的又は間接的な方法を問わず、本件買付けが行われることは予定されておらず、また、規制法域から又は当該法域内において、本件買付けに応募をすることはできません。従って、このお知らせの写し及び本件買付けに関する一切の文書の郵送若しくはその他の方法による送付（テレックス、ファクシミリ送信、電話、インターネット及びその他電子通信を含みますが、これらに限られません。）、配布又は発送は、それらが違法となる規制法域内で、当該法域に対して、又は当該法域から、直接的又は間接的な方法を問わず、行われることはなく、また、行うこともできません。また、このお知らせ及び本件買付けに関する一切の文書を受け取った者（カストディアン、名義人及び受託者を含みます。）は、本件買付けについての受諾の意図が無効となるため、規制法域内において、当該法域に対して、又は当該法域から、当該受領文書の郵送又はその他の方法による配布又は送付をしてはなりません。英国外に居住されている Eidos の株主に対する本件買付けの有効性は、その居住している法域の法律による影響を受ける可能性があります。英国外に居住されている方は、ご自身に適用される一切の規制について理解し、これを遵守するようにして下さい。

前段落における「規制法域」とは、本件買付けのオファー又は承諾が当該法域で違法となる法域をいいます。

スキーム・ドキュメントには本件買付けに関する重要な情報が記載されていますので、Eidos 株主の皆様はそちらを是非お読み下さい。

このお知らせ及びこれに記載された一切の提案事項については、英国上場当局又はこれに相当する機関により、審査及び承認を受けたものではなく、かつ、不承認とされたものでもありません。

### 将来予測に関する情報

このお知らせには Eidos、SQEX 及び当社に関する将来に向けての記述を含んでいることがあります。このお知らせに記載されている過去の事実以外のすべての記述は将来に向けての記述であります。将来に向けての記述には、「～を目標としている (targets)」、「～を計画している (plans)」、「～と考えている (believes)」、「～と予想される (expects)」、「～を目的としている (aims)」、「～する意向である (intends)」、「～するつもりである (will)」、「～する可能性がある (may)」、「～が期待される (anticipates)」、「～と見込まれる (estimates)」、「～を想定している (projects)」、これらに類似の意味の単語及び用語並びにこれらの否定語を含む前後の一切の記述が含まれますが、これらに限られません。将来に向けての記述は、(i) 今後の資本支出、費用、収入、収益、相乗効果、経済動向、負債、経営状況、配当政策、損失及び将来予測、(ii) 事業及び経営戦略、SQEX 又は Eidos の経営の拡大及び成長並びに本件買付けに起因する潜在的な相乗効果、並びに (iii) SQEX 及び当社又は Eidos の事業に関する政府規制の影響に関する記述を含みます。

そのような将来に向けての記述は、予期された結果に対して重大な影響を及ぼすようなリスク及び不確実性を伴うものであり、またそれらの記述は一定の前提に基づきなされたものです。多数の要因により、実際の業績が、将来に向けての記述において想定されていた業績と大幅に異なることとなる場合があります。そのような不確実性及びリスクが存在しますので、閲覧者は、これ

に記載された日現在におけるそのような将来に向けての記述に過度に依存しないようご留意下さい。SQEX、Eidos 及び当社は、適用法令により義務付けられている場合を除き、将来に向けての記述及びこれに記載されているその他の記述を更新する義務を負うものではありません。



平成 21 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 和田 洋 一  
(コード番号 9684 東証第一部)  
問合せ先 グループ経営統括室長 佐々木 通博  
(TEL. 03-5333-1144)

### Eidos plc 株主集会及び臨時株主総会における承認決議に関するお知らせ

平成 21 年 2 月 12 日に発表いたしました「Eidos plc 全株式の買付けに関するお知らせ」に関連して、英国時間 3 月 27 日に開催されました Eidos plc (以下「Eidos」といいます。)株主集会及び臨時株主総会において、2006 年英国会社法上の Eidos と Eidos 株主との間で行われるスキーム・オブ・アレンジメント (以下「本件スキーム」といいます。)及び本件スキームの実施に必要な事項が承認されましたのでお知らせ致します。

本件スキームの効力発生は英国時間 4 月 22 日を予定しております。なお、本件スキームの効力発生は、スキーム計画書類に定める条件の充足又は放棄、英国裁判所による本件スキーム及び本件スキームの一環として行われる減資の承認、並びに所定の登記の完了を条件としております。

以上